

# 久留米市いじめ防止基本方針

平成27年1月

久留米市

(平成30年4月改定)

## 目次

1	久留米市いじめ防止基本方針策定の意義 .....	1
2	いじめの定義と理解 .....	1
	(1) 法におけるいじめの定義	
	(2) いじめの理解	
3	いじめの防止等に関する考え方 .....	3
	(1) いじめを生まない教育活動の推進	
	(2) いじめの早期発見の取組の充実	
	(3) いじめへの早期対応と継続的指導の充実	
	(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応	
	(5) 地域・家庭との積極的連携	
	(6) 関係機関との密接な連携	
4	いじめの防止等に対する市の施策 .....	5
	(1) いじめの防止等のための組織等の設置	
	(2) 法に基づく学校の取組状況の把握と検証	
	(3) 学校における組織等設置に対する支援	
	(4) 関係機関との連携	
	(5) いじめの防止等のために市が実施すべき施策	
5	いじめの防止等に対する学校の施策 .....	9
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
	(2) いじめの防止等のための組織等の設置	
	(3) 法に基づく学校の取組状況の評価	
	(4) 関係機関との連携	
	(5) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組	
	(6) 学校におけるいじめ防止等に関する措置	
6	重大事態への対処 .....	15
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 重大事態の発生と報告	
	(3) 重大事態に対する調査及び組織	
	(4) 調査結果の報告	
	(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	

## 1 久留米市いじめ防止基本方針策定の意義

本市においては、これまで平成19年度に福岡県教育委員会が策定した「福岡県いじめ問題総合対策」等を踏まえて、いじめ問題の解決に向けて取り組んできたところである。いじめの認知件数は、平成27年度659件、平成28年度716件と県平均を上回る認知率で推移しているが、いじめの態様は暴力行為・金品窃取の割合が国・県より高い（28年度・中学校）などいじめの状況は未だ深刻であり、一層の取組の強化を図ることが必要である。

このため、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」及び「福岡県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）を参考に、全ての市立学校において、いじめの防止の取組がより体系的かつ計画的に実施されるように「久留米市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」）」を定めるものである。

「市基本方針」は、法の規定により実施すべき対策について、市教育委員会、市立学校、家庭・地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化した。

## 2 いじめの定義と理解

### (1) 法におけるいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の立場に立ちその被害性に着目し、

法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

## (2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。さらに、社会に存在する人権問題と非常に共通点が多いこのようないじめの構造の、自分との関係性や不合理性を理解できるようにすることも必要である。

### 3 いじめの防止等に関する考え方

国基本方針及び県基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本市においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

#### (1) いじめを生まない教育活動の推進

国立教育政策研究所がまとめた「いじめ追跡調査 2013-2015」によると、小学4年生から中学3年生までの6年間で、暴力を伴わないいじめの加害経験と被害経験がそれぞれ9割を超える実態がある。このことから、いじめほどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという強い危機意識を持ち、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取組を行うことが重要である。すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格・人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、人権が侵害されようとしている（されている）状態を感知し、他者の痛みを想像でき、これを「許せない」と思える感覚や、問題を指摘し解決できる実践的行動力等の育成とともに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり、人権尊重の視点に立った学校づくりを進めることが必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見の取組の充実

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを

装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知し、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、学校や教育委員会は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていくことが必要である。

### (3) いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められる。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題を学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日頃からの連携が可能な体制を構築する。

### (4) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校及び教育委員会は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

### (5) 地域・家庭との積極的連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域学校協議会

の活用・活性化をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進を図る。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

さらに、保護者はその子どもについて第一義的責任を有し、法第9条に定めるように、規範意識を養うための指導、いじめからの保護、いじめ防止措置への協力等を求められることから、家庭教育において適切な指導が行われるような働きかけを行う。

#### (6) 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法にのっとり行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図っていく。

## 4 いじめの防止等に対する市の施策

### (1) いじめの防止等のための組織等の設置

いじめ問題への対応を進めるためには、学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組が必要なことから、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携等を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

同協議会は、法第14条第1項の規定の趣旨を踏まえ、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者で構成し、本市のいじめの現状と課題、各機関の取組等を共有化し、各機関の連携強化によるいじめの防止等を推進するものとする。

## (2) 法に基づく学校の取組状況の把握と検証

教育委員会は、県が実施する調査に併せて連携し、市基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめ問題対策連絡協議会等において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を受け、改善に向けた指導及び支援を行う。

## (3) 学校における組織等設置に対する支援

教育委員会は、学校におけるいじめの防止等に関する措置が実効的に行われるようにするため、本市として人材確保や予算措置を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの各学校への配置を行うとともに活用や要員体制などの充実を図っていく。

## (4) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるように、いじめ問題対策連絡協議会を定期的で開催し、内容の充実を図る。

また、「久留米地区学校警察連絡協議会」の実施を引き続き行い、警察等関係機関との連携の強化を図っていく。

## (5) いじめの防止等のために市が実施すべき施策

### ア いじめを生まない教育活動の推進

市立学校において、道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等を推進するとともに、人権・同和教育の充実を図る。

### イ いじめの早期発見

(7) いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めため、福岡県教育委員会が作成した「いじめの早期発見・早期対応の手引」のいじめに対する基本姿勢の定着やいじめ早期発見の取組である学校生活アンケート等の活用に取り組む。

(1) いじめの早期発見を徹底するために、月1回のいじめを把握する（学校生活）アンケート、学期に1回のいじめに特化した無記名アンケートの実施、

毎年10月の「いじめ問題対応強化月間」における、児童生徒へのいじめに特化した無記名アンケート、保護者への家庭用チェックリストの配布、教育相談の実施などについて学校への指導を充実する。

- (ウ) 法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速で的確な対応を図るため、学校で認知したいじめに関する教育委員会への報告体制の整備を図っていく。

## ウ いじめの早期対応

- (ア) 「校内いじめ問題対策委員会」等の月1回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等、既存の取組を引き続き推進する。
- (イ) 学校の秩序維持及び他の児童生徒の教育を受ける権利保障のため設けられている出席停止制度をいじめ被害の防止のため適切に運用するとともに、学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (ウ) いじめ問題への緊急的な対応やいじめの問題等が深刻化し学校だけでは解決が困難である事案に対し、適切な対応が図られるよう指導・支援するため、弁護士・精神科医・臨床心理士・警察官で構成する「学校問題解決支援チーム」による相談・助言をはじめとした、支援体制の充実を図る。
- (エ) 児童生徒の不安や悩み等のサインに、学校・保護者・地域住民等の大人が気づき相談できる教育相談員を配置し、教育相談体制の充実に努める。また、速やかにいじめの事案に対応できるようにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの教育委員会への配置を拡充する。
- (オ) 県と連携し、家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネット上のいじめ」）に対する理解やネット上のいじめの早期発見の促進のために、「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用した研修会や全家庭にネット上のいじめに特化した家庭用リーフレットを配布し、ネット上のいじめへの対応の充実を図っていく。

## エ ネット上のいじめへの対応

- (ア) ネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるように、児童生徒及び保護者に対し、一度個人情報ネット上に流出すると削除できなくなることや刑事事件に発展する等の危険性が十分にあること等の必要

な啓発活動を行う。

- (イ) 児童生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうか監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、ネット上のいじめに関する事案に対処する体制を構築する。

#### オ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- (ア) いじめ問題の早期対応に向けて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を配置し、学校の教育相談機能を向上させる。
- (イ) 児童生徒の心の悩みや不安の軽減と解消を図るため、アンケート調査及びそれを活用した教育相談週間の推進を図る。
- (ウ) 教育相談電話等の窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を構築する。
- (エ) 関係機関等との連携をより一層強化するため、「いじめ問題対策連絡協議会」をはじめ、教育相談等の体制の整備に係る対策の充実を図る。

#### カ 教員研修の充実

- (ア) 各地域や学校においていじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、市教育センターが主体となり、いじめの問題に特化した研修を実施する。
- (イ) いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、校内研修指導資料等の成果の活用を促進する。

#### キ 保護者・地域等への働きかけ

- (ア) 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、市HPを活用した市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- (イ) 家庭におけるネット上のいじめへの理解やネット上のいじめの早期発見の促進のために、県作成のいじめに特化したリーフレットの家庭への配布や「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用し、家庭や地域への支援・啓発を推進する。

- (ウ) 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や市小中学校父母教師会連合会が決議した家庭教育宣言の取組及び地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

## ク 適切な学校評価・教員評価

- (ア) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価することに留意する。
- (イ) 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、学校基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき、以後の取組に生かすよう学校を指導する。
- (ウ) 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、県の「人事評価の手引」を参考に、評価を行い、その後の取組に生かされるよう学校を指導する。

## 5 いじめの防止等に対する学校の施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）の具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。学校は、法の規定に基づき、国基本方針、県基本方針及び市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を盛り込んだ学校基本方針として策定する。

策定に当たっては、国の「『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」（国立教育政策研究所）等を参考にし、法が規定する取組を学校の実情に応じて整理して策定する。

加えて、方針が適切に機能しているかを次項に述べる組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおくことが望ましい。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域の方の参画や児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒や地域を巻き込んだ方

針とすることが有効である。

なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## (2) いじめの防止等のための組織等の設置

学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する学校におけるいじめの防止等のための組織（以下「校内いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。なお、組織の名称は、学校の判断による。その際、「校内いじめ問題対策委員会」には、心理・福祉などの外部の専門家を位置付け、必要に応じて活用することができる体制を構築する。

学校における組織の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

- 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 学校における、いじめであるかどうかの判断を行う役割
- 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核としての役割

## (3) 法に基づく学校の取組状況の評価

学校においては、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校の内いじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ問題対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かす。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

#### (4) 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携する。

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、市教育委員会との連携や学校警察連絡協議会等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、警察等関係機関との連携の強化を図る。

#### (5) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

##### ア いじめを生まない教育活動の推進

命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にする心を育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を引き続き推進する。

また、学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進するとともに、人権・同和教育の充実を図る。

##### イ いじめの早期発見

いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教育委員会作成）の活用の一層の徹底を図る。

月1回のいじめを把握する（学校生活）アンケート、学期に1回のいじめに特化した無記名アンケートを実施するとともに、毎年10月の「いじめ問題対応強化月間」において、児童生徒には「いじめに特化した無記名アンケート」、保護者には「家庭用チェックリスト」を配布し、教育相談を実施するなど、いじめの早期発見に取り組む。

法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する調査結果の市教育委員会への報告を確実に行う。

##### ウ いじめの早期対応

「校内いじめ問題対策委員会」の月1回以上開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

市立小中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導及び

再発防止の徹底を引き続き推進する。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対して、学校問題解決支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に取り組む。

## エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

いじめの問題の早期対応に向けて、教育委員会と連携してスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を活用するなど、学校の教育相談機能の向上を図る。

市教育委員会の相談窓口や県教育委員会の子どもホットライン24相談窓口及び学校の相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を構築する。

## オ 教員研修の充実

学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、市教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解を始めいじめの防止などのための対策に関する校内研修を実施する。

県と連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果である校内研修指導資料等を活用する。

## カ 保護者・地域等への働きかけ

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県や警察と連携し、各種リーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

家庭におけるネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容を周知する。

市小学校父母教師会連合会が決議した「ゲーム機・ケータイ・スマホ等に係わる家庭教育宣言」及び市中学校父母教師会連合会が決議した「ネット社会からわが子を守る家庭教育宣言」による家庭での見守り活動の推進を図る。

福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進を図る。

## キ 適切な学校評価・教育評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。

国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。

## (6) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

### ア いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、校内いじめ問題対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、校内いじめ問題対策委員会に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

校内いじめ問題対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが重要である。

指導に当たっては、発達段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その

際「いじめは重大な人権侵害に当たり決して許されないこと。」「いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。」等について示し、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

## ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

配慮が必要な児童生徒については、特性を踏まえた適切な支援を日常的に行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を行う。

- 障害のある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害特性への理解を深め、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 帰国した又は外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ等の外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から学校での学びに困難を抱える場合も多いことに留意し、その差からいじめが行われることがないよう外国人児童生徒等への理解を促進し、学校全体で注意深く見守り必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、当該児童生徒が受けた心身への影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行い、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが解消している状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、教職員は、関係の児童生徒について注意深く観察する必要がある。

### 【1】いじめに係る行為が止んでいること

被害者への心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続して

いること。この相当の期間は、少なくとも3か月を目安とする。

**【2】 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次のような場合をいじめの重大事態と規定している。

**① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。**

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合

**② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。**

「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、適切かつ真摯に対応しなければならない。

## (2) 重大事態の発生と報告

学校は、重大事態が発生した場合、法第30条第1項の規定により、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

## (3) 重大事態に対する調査及び組織

教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

教育委員会が調査主体となる場合は、公平性・中立性が確保されるよう、いじめ事案の関係者と利害関係を有しない学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士等の専門家で構成する組織「(仮称)久留米市いじめ問題調査委員会」を設けて、調査を実施する。

学校が調査主体となる場合は、「校内いじめ問題対策委員会」において調査を実施する。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。

重大事態の調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。

## (4) 調査結果の報告

学校が調査を行ったときは、その結果を教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

教育委員会が調査を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明する。

## (5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき再調査を行うことができる。

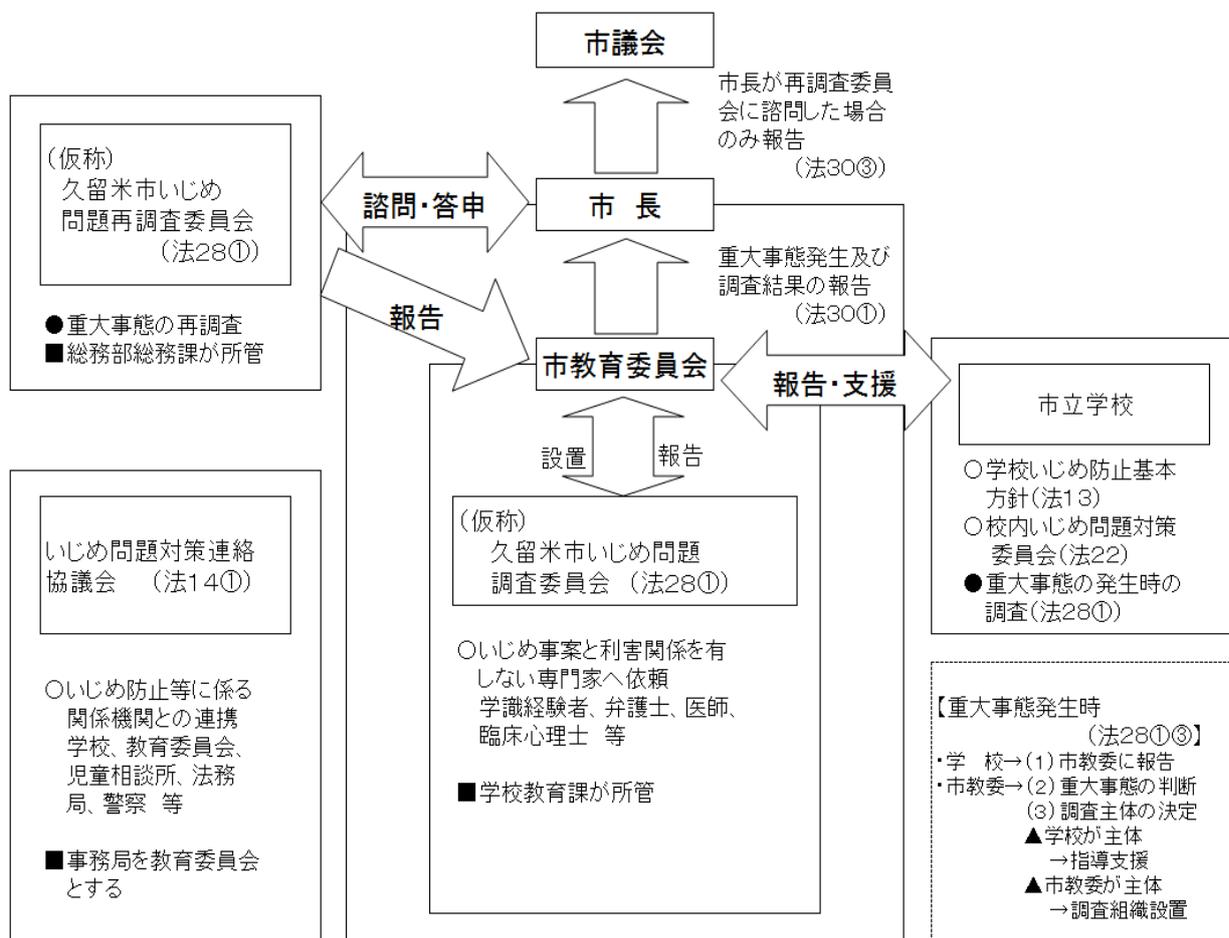
再調査を行うに当たっては、その公平性・中立性を図るため、専門的な知識・経験を有する者であって、いじめ事案の関係者と利害関係を有しない第三者の参加を求めた組織「(仮称)久留米市いじめ問題再調査委員会」を設置する。

市長は、再調査の結果を議会に報告しなければならない。

また、市長及び教育委員会は、当該重大事態への対処及びこれと同種の事態の発生を防止するためにその結果を活用し、必要な措置を講ずる。

## 【資料】

### ○久留米市いじめ防止基本方針による対応フロー図



### 久留米市いじめ防止基本方針（平成27年1月）

改 定 平成30年4月改定

発 行 久留米市教育委員会 教育部 学校教育課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

電話番号 0942-30-9216 FAX番号 0942-30-9719